## さいたま市における 建築形態規制

用途地域規制内容		第1種・第2種 低層住居 専用地域			第1種·第2種 中高層住居 専用地域		第1種·第2種 住居地域 準住居地域	近隣商業地域		商業地域	1 100-27-100-200		工業専用地域地域	(月月 父父 雲かっ	無指定区域 (開発許可により、高さ10m以下の制限の可能性あり) 建ペい率50% 建ペい率60%		NYTE STUDY AND LANDS
日影規制	指定容積率	60%   80%		200%	100% 150%	200%	200%	200%	300%	1	200%	300%	1	80%	100%		200%
	規制値の種別	(一) (二) (三)		(三)	(-)	(二)	(-)	(二)	-		(二)	-	1	イ (一)	口(二) 口(三)		(三)
	5mを超え 10m以内の 範囲	3時間 4時間 5時間 以上 以上 以上		000000 m-40-041	And the second s		4時間 以上	5時間以上	_	58 <u></u> 8	5時間以上	·	1	3時間 以上	4時間 5時間 以上 以上		×0.0 ×1.5 ×1.0 ×1.0 ×1.0 ×1.0 ×1.0 ×1.0 ×1.0 ×1.0
	10mを超える 範囲	2時間 2.5時間 3時間 以上 以上 以上		2時間以上	2.5時間 以上	2. 5時間 以上	3時間以上	-		3時間以上	11 <del>-</del> 1	1	2時間 以上	2.5時間以上	3時間以上		
	測定水平面 (平均地盤面 からの高さ)	1.5m			4m 4m		4m	4m	_	ı	4m	_	1	1.5m	4m		
	規制を受ける 建築物	軒の高さが 7mを超えるか、 または地上3階以上の 建築物			高さが 高さが10mを 10mを 超える建築物 超える 建築物			高さが 10mを 超える 建築物	-	ı	高さが 10mを 超える 建築物	_	I	軒の高さが 7mを超えるか、 または地上3階以上の 建築物	高さが10mを超える建築物		
斜線制限	道 路**				∠1. 25			∠1.5						∠1.25 岩槻区城南3丁目の一部	∠1.5	∠1.25 ∠1.5 岩槻区内及び 既存住宅団地内	∠1.5 西区宮前町の一部
	隣 地	_			20m + ∠1. 25 隣地境界線までの水平距離に1. 25を 乗じたものに20mを加えた斜線			31m+∠2.5 隣地境界線までの水平距離に2.5を乗じたものに 31mを加えた斜線					のに	20m + ∠1. 25 隣地境界線までの水平距離に1. 25を 乗じたものに20mを加えた斜線			31m+∠2.5 隣地境界線までの 水平距離に 2.5を乗じたものに 31mを加えた斜線
	北側	5m + ∠1, 25 真北方向の水平距離に 1, 25を乗じたものに 5mを加えた斜線			日影! 定めてい 対象とな								_				
	高さ制限	最高限	度10m又	.lt12m													
	T面道路幅員に る容積率の制限	W × 4/10 道路幅員が12m未満の場合、 道路幅員に4/10を乗じた値						W × 6/10 道路幅員が12m未満の場合、 道路幅員に6/10を乗じた値						W × 4/10 道路幅員が12m未満の場合、 道路幅員に4/10を乗じた値			W × 6/10 道路幅員が12m未満の場合、 道路幅員に6/10を乗じた値
	22条区域		指定あり(防火・準防火地域を除く全区域)										指定なし				

<sup>※</sup> 前面道路の反対側の境界線までの水平距離に各値を乗じた斜線

注意: 建ペい率・容積率等は地区計画や風致地区等で別に定めがある場合があります。